

令和3年12月10日

合併公告

債権者各位

東京都中央区銀座八丁目13番1号
J A三井リース株式会社
代表取締役 新分 敬人

当社（甲）は、令和3年11月25日開催の取締役会において、令和4年4月1日を効力発生日として、甲が近畿総合リース株式会社（乙、本店所在地 大阪市北区中之島二丁目3番33号）の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散する合併を行うことを決定いたしましたので下記のとおり公告いたします。

なお、この合併は、会社法第796条第2項の規定に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を経ずに決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はありません。

記

1. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヶ月以内にお申し出ください。
2. 甲および乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）

掲載紙 官報

掲載の日付 令和3年6月24日

掲載頁 120頁（号外第142号）

以上